

○山梨県警察職員の希望降任制度実施要領

〔平成24年10月10日〕
通達（務人）第49号

第1 趣旨

この要領は、職員が家庭の事情、健康上の問題その他の理由により、職務に支障を来している場合又は支障を来すおそれがある場合において、当該職員の職務に係る負担を軽減するとともに、円滑な組織運営に資するため、職員の希望による降任の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において「降任」とは、職員を現に任命している階級又は職よりも下位のものに任命することをいう。

第3 対象職員

降任の願い出をすることができる職員は、巡査部長以上警視以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員とする。

第4 手続

1 職員（所属長を除く。）からの願い出

- (1) 職員は、降任を願い出るときは、降任願（第1号様式）を本部長に提出（所属長経由）するものとする。
- (2) 所属長は、降任願の提出を受けたときは、当該職員と面接し、降任を希望する理由、降任後の希望等を確認の上、その結果を意見書（第2号様式）に記載し、当該降任願とともに警務部警務課長を経由して本部長に提出するものとする。

2 所属長である者からの願い出

- (1) 所属長は、降任を願い出るときは、降任願を本部長に提出（警務部長経由）するものとする。
- (2) 警務部長は、降任願の提出を受けたときは、当該所属長と面接し、降任を希望する理由、降任後の希望等を確認の上、その結果を意見書に記載し、当該降任願とともに本部長に提出するものとする。

第5 降任の決定等

1 降任の決定

本部長は、降任願及び意見書の内容等に基づき、降任の適否を決定するものとする。

2 降任に係る発令

降任の発令は、原則として定期の人事異動の際に行うものとする。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第6 給与の取扱い

この要領により降任した職員（以下「降任職員」という。）の給与の取扱いについては、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）及び山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第9号）の規定によるものとする。

第7 降任後の昇任

1 再度の昇任

- (1) 降任職員は、降任を願い出た理由が解消したときは、再度の昇任を希望することができる。
- (2) 降任職員は、再度の昇任を希望するときは、降任理由解消届（第3号様式）に診断書その他降任を願い出た理由が解消したことを確認するに足りる書類を添付して本部長に提出するものとする。この場合において、当該職員が所属長以外であるときは所属長を、所属長であるときは警務部長を経由して行うものとする。

2 昇任の取扱い

降任職員の再度の昇任は、他の職員の昇任と同等に扱うものとし、いかなる不利益又は優遇の措置を受けないものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、職員の希望による降任の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

第9 実施年月日

この要領は、平成24年10月10日から実施する。

様式 省略